

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 農業振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長農振第18号
委 託 業 務 名 称	令和6年度長浜市6次産業化実証事業業務委託
委 託 業 務 場 所	・小谷城スマートIC栽培実験農場(長浜市小谷丁野町) ・北びわこ農業協同組合東部ライスセンター
業 務 の 概 要	企業や市場のニーズに応じた農産物(ショウガおよび小玉スイカ)の実証栽培を行い、市内農業者の経営安定化に向け、その増収と品質向上を図り、下記の業務を行う。 ①種ショウガおよび出荷用ショウガ栽培実証ならびに展示 ②種ショウガの保存技術試行・実証 ③小玉スイカ栽培の低コスト化・省力化の実証・展示
履 行 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	704, 636円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市小谷丁野町838番地 [商 号 又 は 名 称] 有限会社 湖国農産
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	委託する業務実施場所は、農業経営基盤強化促進法により有限会社湖国農産が耕作権の権利設定をされており、他の農業者は耕作することができないため。また、受託者は実施場所周辺農地を長年経営しており、農産物の栽培に精通されているため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。